

新居浜市・別子山村合併協議会分科会設置要領（案）

（設置）

第1条 新居浜市・別子山村合併協議会事務局規程（以下「規程」という。）第2条第1項第2号の規定にする協議資料作成等のため、新居浜市・別子山村合併協議会分科会を設置する。

（所掌事務）

第2条 分科会は、新居浜市・別子山村合併協議会事務局長（以下「事務局長」という。）の要請を受け、新居浜市・別子山村合併協議会規約（以下「規約」という。）第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

（組織）

第3条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第4条 分科会に次の役員を置く。

（1）分科会長 1名

（2）副分科会長 1名

（役員の職務）

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会長は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

（庶務）

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市村の担当部門が行う。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）分科会委員

| 担当部会 | 分科会 | 所管部門 | | 構成委員 |
|--------|---------|-------|-------|------|
| | | 新居浜市 | 別子山村 | |
| 総務部会 | 財政分科会 | 企画調整課 | 総務課 | |
| | 管財分科会 | 生涯学習課 | 財務係 | |
| | 総務分科会 | 秘書課 | 庶務係 | |
| | 人事分科会 | 文書課 | 企画係 | |
| | 電算分科会 | 人事課 | 税務係 | |
| | 企画分科会 | 行政管理課 | 会計係 | |
| | 税分科会 | 財政課 | 経済課 | |
| | 消防分科会 | 契約課 | 消防係 | |
| | 議会事務分科会 | 管財課 | 議会事務局 | |
| | | 市民税課 | | |
| | | 資産税課 | | |
| | | 収税課 | | |
| | | 出納室 | | |
| | | 議会事務局 | | |
| | 庶務課 | | | |
| | 議事課 | | | |
| | 選挙管理委員会 | | | |
| | 事務局 | | | |
| | 消防本部 | | | |
| | 総務警防課 | | | |
| | 予防課 | | | |
| 教育福祉部会 | 福祉分科会 | 福祉課 | 総務課 | |
| | 健康分科会 | 介護福祉課 | 厚生係 | |
| | 同和分科会 | 児童福祉課 | 庶務係 | |
| | 社協分科会 | 健康推進課 | 教育委員会 | |
| | 学務分科会 | 人権擁護課 | | |
| | 社会教育分科会 | 教育委員会 | | |
| | 公民館分科会 | 総務課 | | |
| | 体育文化分科会 | 学校教育課 | | |
| | 同和教育分科会 | 社会教育課 | | |
| | 同和教育課 | | | |
| | 体育文化課 | | | |

| | | | | |
|--------|---|---|---------------------------------|--|
| 産業環境部会 | 住民分科会 国保分科会 環境分科会 農林水産分科会 商工観光分科会 | 環境政策課 生活環境課 国保課 国民年金課 男女共同参画課 市民課 商工観光課 農林水産課 農地整備課 農業委員会事務局 | 総務課 住民係 庶務係 經濟課 經濟係 | |
| 都市建設部会 | 都市計画分科会 水道分科会 下水道分科会 建設分科会 住宅分科会 | 都市計画課 都市開発課 道路建設課 道路管理課 用地課 建築課 下水道総務課 下水道建設課 水道局 総務課 料金課 工務課 港務局 管理課 建設課 | 総務課 庶務係 經濟課 土木係 | |